

議員提出議案第6号

自家増殖を原則禁止する種苗法改正を取りやめることを求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和2年6月18日

提出者 西東京市議会議員 後藤 ゆう子

賛成者 西東京市議会議員 森 しんいち

西東京市議会議員 中村 すぐる

自家増殖を原則禁止する種苗法改正を取りやめることを求める意見書

政府は2020年3月3日種苗法改正案を閣議決定し、2021年4月施行を目指している。

農林水産省はこの改正の目的を「ブランド農産品種の育成者権の海外流出を防ぐこと」としている。しかし例えばポケットに種を入れて持ち出してもわからないように、現実的には目の届かないところで海外流出はあり得るので、種苗法の改正だけでは効果は限定的である。一方でこの改正での問題点は、原則農家に認められてきた権利である登録品種の自家増殖が「許諾制」という形で事実上一律禁止となることである。

日本の農業の担い手は圧倒的に小規模な家族農家であり、高齢化も進んでいる。許諾手続きにかかわる費用や今まで自家増殖ができた種子は改正後購入することとなり、大きな負担を抱えることになる。

地域の中小種苗会社は、地域の環境に寄り添って農家とともに開発をしてきた在来種もある。地域の中小種苗会社が品種を登録する余裕がない場合、高額の登録料を支払うことができる特定の民間企業による種子の独占市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をもより一層制限することとなる。

実際、農林水産省が定める「自家増殖禁止の品目」は2016年の82種から2019年には387種まで拡大をしており、種子の独占・寡占化をより一層進めることとなる。

この20年の世界の変化は、地球規模の気候変動による食料不足、そして新たに今は新型コロナウイルスによる遠くから輸送するために起こる流通による食料不足問題がある。

国においては、地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物、食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法改正を取りやめることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

西東京市議会議長 田 中 のりあき

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣